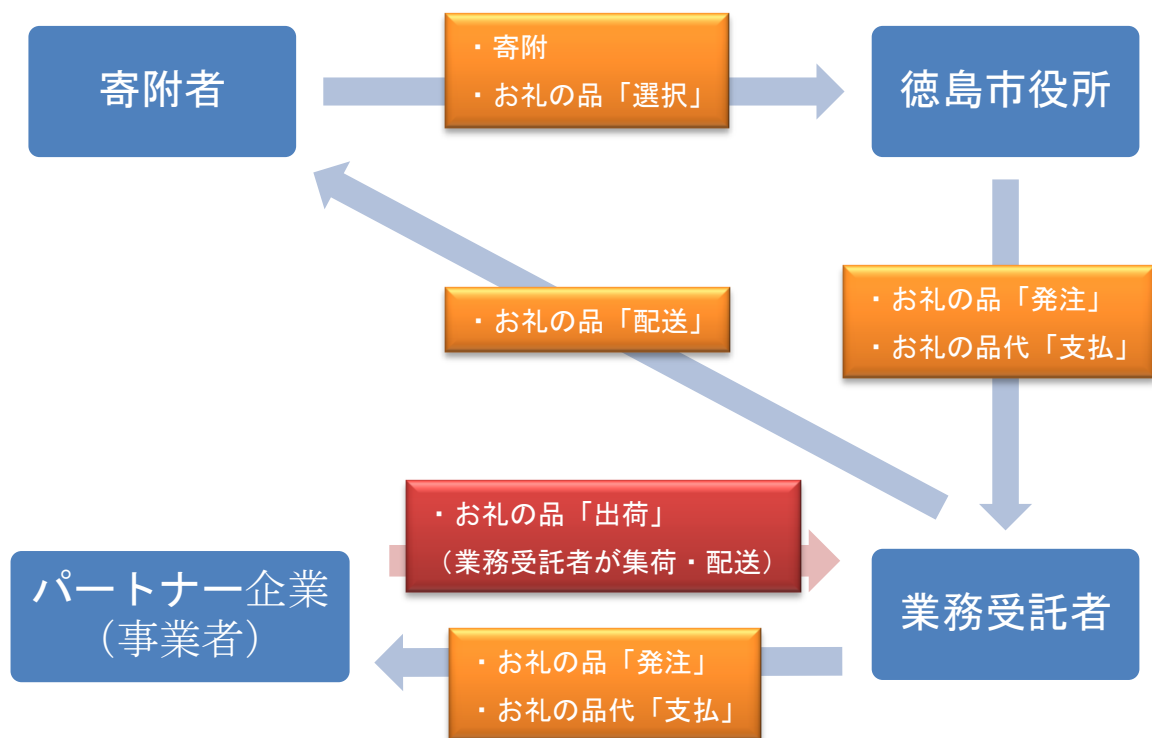


「徳島市ふるさと応援寄附金」パートナー企業
緊急募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大で打撃を受けている事業者に対する支援として、ふるさと納税の返礼品を提供する「パートナー企業」（以下「事業者」という。）の緊急の追加募集を行ってきましたが、このたび募集期間を、令和2年12月28日まで延長します。

2 業務の流れ



3 応募資格

この提案に応募できるのは、次に掲げる要件をすべて満たす事業者とします。

- ①市内に、本店・支店・営業所等のいずれかを有すること。
- ②国税及び地方税の滞納がないこと（新型コロナウイルスの影響による納税猶予の措置を受けている場合は除く。）。
- ③代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

※選定以降にこれらの要件を満たしていない（満たさなくなった）ことが判明した場合は、その時点で契約を取り消すことがあります。

4 募集要件

事業者が取り扱うお礼の品等が、以下の項目のうち、①を満たし、かつ②～⑥のいずれかを満たすと認められることを要件とします。

- ①本市で生産された商品又は提供されるサービスである。
(※または、次のいずれかに該当するものであること。)
 - ・本市で原材料の主要な部分を生産している商品である。
 - ・加工工程のうち主要な部分を本市で行っている商品である。
 - ・本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズの商品である。(ゆるきゃらなど)
- ②国内外の表彰等において、認定・受賞歴がある。
- ③ブランド商品や付加価値商品を取り扱っている。
- ④本市を懐かしむ歴史や地域性がある。
- ⑤独自性のある取組を行っている。
- ⑥社会福祉活動を行う団体の商品である。

※選定にあたっては、すでに登録している事業者やお礼の品とのバランスを考慮するため、上記の要件を満たす場合でも、お断りすることがあります。

5 申込の方法

(1) 提出書類

- ①「徳島市ふるさと応援寄附金」パートナー企業申込書(緊急)
- ②事業者の画像データ(JPEG形式:1MB以上)

※本市のポータルサイト等に使用しますので、事業者の魅力が伝わる画像を、複数提供してください。(例:生産風景、店舗、商品、生産者)

(2) 申込の方法

提出書類の①を、持参または郵送により、申込先へ提出するとともに、提出書類の①及び②のデータを、メールにより、申込先へ送信してください。

(3) 申込書等の提出期間

令和2年 4月30日(木) から 令和2年12月28日(月)まで

※なお、持参の場合の受付時間は、午前8時30分 から 午後5時 まで
(土・日・祝日を除く)とします。

(4) 申込先

徳島市 企画政策課

郵送(持参):〒770-8571 徳島市幸町2-5(市役所8階)

メール:kikaku_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

6 事業者の選定及び契約について

(1) 事業者の選定

- ①申込書類等を審査し、本市が設定する分野(【参考】1を参照)に関する事業者を選定します。

※申込内容や企業活動等を総合的に判断して、事業者を決定します。

※本市が設定していない分野の事業者であっても、応募することができます。

②選定結果は、申込者全員に通知します。

(2) 契約について

①選定した事業者については、業務受託者との間において、契約を締結していただきます。

※食品の場合は、業務受託者の定める衛生基準等を満たす必要があります。

※契約期間は、令和2年度末までとなりますが、双方に異議がない場合は、自動更新することを予定しています。

②ご提供いただくお礼の品については、『「徳島市ふるさと応援寄附金」パートナー企業お礼の品提案書』により、選定結果通知後、メールによりご提案いただきます。

※提案書の様式を公開していますので、事業者として選定した後、速やかに提出してください。

7 事業者の利点及び負担について

(1) 事業者の利点

①選定した事業者及び決定したお礼の品は、本市が登録している「ふるさと納税ポータルサイト」で紹介するほか、本市ホームページやパンフレット等に掲載します。

②①で紹介・掲載する画像等を、雑誌・新聞・Web等の広告媒体において使用する場合があります。

③寄附者へのお礼の品出荷にあたり、事業者のパンフレットを同封していただくことで、自社製品等の販売促進、PRが可能です。

(2) 事業者の負担について

原則として、お礼の品を、10%割引でご提供いただきます。(例えば、1万1千円のお礼の品であれば、9千9百円をお支払いします。)

※配送料は、本市で負担します。

※全て消費税込み

8 問い合わせ先

徳島市 企画政策課 ふるさと納税担当

TEL : 088-621-5085 FAX : 088-624-0164

メール : kikaku_seisaku@city-tokushima.i-tokushima.jp

【参考】

1 分野について

募集する事業者の分野については、次のとおりです。

事業者の分野	想定されるお礼の品
肉類	牛肉、豚肉、鶏肉
海産類	魚介、海苔、ワカメ
果物類	すだち、イチゴ、みかん
野菜類	しいたけ、カリフラワー、さつまいも、レンコン
米類	米
飲料・酒類	お茶・ジュース・日本酒
菓子類	和菓子、洋菓子
徳島ラーメン	インスタント、レトルト
藍染	衣服、日用品、雑貨
木工	日用品、雑貨
阿波おどり	観覧券、本、DVD
アニメ	グッズ、ポスター
観光	旅行、宿泊、施設券
その他	体験型、サービス型

2 お礼の品の区分等について

(1) 区分（ご提供いただくお礼の品は、次の3区分からご提案いただきます。）

①通年

1年間を通して、安定的に提供できるもの

②季節限定

期間限定（概ね1ヶ月以上）で、提供するもの

※寄附申込受付は、その時期に合わせて行います。

③数量限定

数量限定で提供するもの

※申込数が数量に達した時点で、受付終了とします。

(2) 賞味期限

ご提供いただくお礼の品が食品の場合は、概ね1週間以上の賞味期限があることを要件とします。

3 留意事項について

(1) 業務に関する留意事項

①受託先からお礼の品の発注を受けた場合は、速やかに出荷作業（梱包等荷造り）を行ってください。

※発注から出荷までの期間は、お礼の品ごとに、別に定めます。

②お礼の品の発注については、原則メールによるデータ送信としますので、インターネット環境が必要です。

（インターネットが使用できない場合は、事前にご相談ください）

③寄附者と発送に関する調整が必要な場合は、事業者及び業務受託者の責任において行ってください。

④お礼の品の発送や品質等について寄附者から苦情等あった場合は、真摯に対応し解決に努めてください。

※不在等で、お礼の品を再調達する場合においても、再調達に係る代金はお支払いしません。

⑤提供した個人情報については、業務の目的以外に使用することはできません。

(2) その他の留意事項

①今回の募集で選定した事業者でも、年度ごとの提供実績が少ない場合や、業務の遂行が円滑でない場合は、契約を継続しない可能性があります。

（お礼の品については、同様の理由から、年度の途中でも見直しを依頼する場合があります。）

②今回の募集でお断りした事業者でも、次回以降の募集で事業者として選定する場合があります。